

奈良県立医科大学新キャンパス造成工事 落札者決定基準

工事名：奈良県立医科大学新キャンパス造成工事
 工事番号：工第03-2号
 工事場所：橿原市四条町 地内

■落札者決定基準【標準型①（WTO）（一般土木等）】

奈良県立医科大学

分類	評価（審査）項目	評価（審査）内容	評価（審査）基準	配点
技術提案書へ注5) 係る項目	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目① (注1)	本工事では、大規模な敷地造成工を行うことから、盛土工の品質確保について、「技術提案箇所図1」において実施する対策について具体的な工夫（材料に関する提案を除く。）を提案・実施する。ただし、提案内容は、技術提案箇所全てに共通して実施する対策とする。	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目② (注1)	本工事で施工する擁壁工の一部及び調整池Cにおいて、地盤改良を行うことから、地盤改良工の品質を確保するため、「技術提案箇所図2」において実施する対策について具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は、擁壁工及び調整池Cに共通して実施するH=2.0mの浅層混合処理に関する対策とし、工法変更に関する提案を除く。	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目③ (注1)	本工事で施工する地下式調整池における雨水貯留槽(流出抑制樹)のひび割れを防止するため、「技術提案箇所図3」において型枠の設置時からコンクリート打設完了時までの間（養生期間は除く）に実施する対策について具体的な工夫（調整池A、C、Dに共通して実施する対策とする。コンクリートの配合及び施工時期に関する提案を除く。）を提案・実施する。	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目④ (注1)	本工事では、開発道路、付替道路、場内通路については、路線バス等の大型車両の通行が想定されることから、アスファルト舗装（表層）の耐久性を確保するために、「技術提案箇所図4」において実施する対策について具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は、開発道路、付替道路、場内通路の車道に共通して実施する表層に関する対策とし、材料に関する提案は除く。	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目⑤ (注1)	本工事で施工する駐車場は、計画勾配が小さく、雨水等が滞留しないよう整備することが重要であることから、「技術提案箇所図5」における計画高さ、勾配を確保するための具体的な工夫（1号駐車場及び2号駐車場に共通して実施する対策とする。）を提案・実施する。	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目⑥ (注1)	本工事では、約2万m ² のグラウンド舗装を行う予定であり、グラウンドの快適な利用のためには、上層からの荷重を分散して路床に伝達する路盤の品質確保が重要となることから、「技術提案箇所図6」のグラウンド舗装における路盤工の品質を確保するために具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は路盤における提案に限るものとし、材料に関する提案は除く。	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目① (注1)	本工事では、主に市道慈明寺町・四条町線からの工事用車両の出入りを想定していることから、「技術提案箇所図7」における『工事用車両出入口』箇所において昼間工事施工中に実施する一般通行車両に対する安全対策について、具体的な工夫を提案・実施する。ただし、交通誘導警備員に関する提案を除く。	a.現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目② (注1)	本工事では、一般家屋が近接しており、施工に際し騒音による周辺環境への影響が懸念されるため、周辺環境への負荷（騒音）を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。	a.施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.施工管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目③ (注1)	本工事では、大規模な造成工事を行う予定であり、粉塵の発生が予想されることから、周辺環境への負荷（粉塵）を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、運搬経路、一般通行車両及び歩行者通行区间に対して実施する対策を除く。	a.施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる b.施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる c.施工管理方法が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる d.施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	主任技術者・監理技術者（JVの場合は構成員全員）の技術提案の記載内容に対する理解度（ヒアリングで聞き取り） (注6) (注7)	a.内容を理解している b.一部でも理解していない技術者がいる (注2) c.全く理解していない技術者がいる (注3)	0 Max -10 欠格
加 算 点 合 計 (注4)				54点満点

- (注1) 技術提案に係る项目的記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件（工種、工法、地形、地名 等）に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は-3点、従になる配置予定技術者の場合は-1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- (注3) 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- (注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注5) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名（共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名）が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注6) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。
但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日（土・日・祝日を含まない）の正午までに理由書の提出がある場合はこの限りではない。
- (注7) 新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止の観点から、ヒアリングの実施を中止する場合があります。